

医政メモQ&A

「地域医療支援病院」とは

- Q：第3次医療法改正案の中で、施設機能の体系化に関する事項で「地域医療支援病院」が規定されているが、その考え方は？
- A：昭和23年に制定された医療法、特に公的病院の普及を中心とした医療施設体系を見直し、一般病院、診療所の活性化・近代化を図り、且つ地域の医療を充実するため、地域の医療を支援する病院を医療法に位置づけることを目的にしている。
- Q：具体的にはどんな病院を想定しているのか？
- A：日常生活圏内で通常のニーズを充足できる医療提供体制の整備を図る観点から、救急医療の提供や、地域のかかりつけ医の支援等を担う単一の専門機能や、複合的な機能を有する病院を想定している。
- Q：「地域医療支援病院」ができると「総合病院」はどうなるのか？
- A：制度発足当初の意義・役割が薄れており、名称独占としての「総合病院」は廃止される。「総合病院」の名称自体は、一定の実態を備えていれば、病院名としては表示できる。
- Q：どの程度の数を考えているのか？
- A：二次医療圏に原則として複数個所設ける。診療科を複数有することを要件としていないので、単科の病院であっても、救急医療の実施等所定の要件を満たす場合には、「地域医療支援病院」として承認。
- Q：施設要件は？
- A：「総合病院」の施設要件並びに、医療法第21条及び22条（「総合病院の法定施設」化学、細菌及び病院の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者搬送用自動車等）、集中治療室、医薬品情報管理室等の設置を要す。
- Q：どこで承認するのか、また承認の要件は？
- A：都道府県知事による承認制、都道府県医療審議会の医療計画上適当なものか等の意見を聞くことになっており、また申請にあたっては、地域医療協議会の意見書を要件としている。
- Q：経営主体は？
- A：国、都道府県、市町村、公益性の高い特別医療法人（財団又は持分の定めのない社団医療法人のうち、厚生省令で定める要件を満たすもの）等が開設。
- Q：病床数は？
- A：200床以上。単一の専門機能を有する病院の病床数については要検討としている。
- Q：人員配置基準は？
- A：特に独自の基準を設けない。現行の病院の法定人員の基準（各職種とも標準人員を満たすもの）。
- Q：診療機能は？
- A：紹介外来制（当面50%以上）、平均在院日数25日以上、24時間対応の救急体制、かかりつけ医等地域医療支援機能（高額医療機器やベッドの共同利用、診療所の依頼による常時受け入れ可能な体制の確保等）、僻地中核病院、公衆衛生活動に対する支援、その他（ガン、リハビリテーション等の専門医療、歯科入院医療等）。
- Q：研修機能は？
- A：臨床研修指定病院、又は臨床研修施設群の施設であること。生涯教育を担うこと。
- Q：地域医療・情報提供機能は？
- A：運営の適正を確保するため、医療関係者・地域医療支援病院管理者からなる病院運営協議会を設置し、地域住民や医療機関に対する地域保健・医療等の情報提供を行う。
- Q：今後の課題は？
- A：医療計画上の位置づけ、整備目標を立てることが必要。このため、診療報酬上の評

価等の検討が必要となる。また、補助金については「地域医療支援病院」へ重点配分した見直しの検討も必要。

Q：日医等医療団体の対応は？

A：日医は、200床以上の病院に加え、200床未満の多い医師会病院や、100床あるいは50床の単科病院についても枠内に組み入れたいとしており、紹介率についても60%以上を想定、診療報酬での裏打ちが課題であるとしている。また、日本民間病院連絡協議

会は、承認要件として、特別医療法人だけでなく、実際に地域医療を担っている98%を占める持分のある社団についても認可されるよう要件緩和を求めている。全日病も、このまま経過すれば、国公立・公的大病院が揃って選択し、地域の診療所から中小民間病院を飛び越して、特定の大病院に患者が集中する結果を招くとして、要件緩和による民間病院参画の必要性を強調している。
(医政部長 秋野 公孝)

お知らせ

<第27回札幌市医師会邦楽大会ご案内>

秋冷の候ともなりましたが、皆様方には益々ご健勝にてお過ごしのことと存じ上げます。本年度の札幌邦楽大会を下記の要領にて開催致しますので、会員、家族、従業員の皆様方のこぞってのご出演、ご来場をお待ち申し上げます。

記

と き 平成9年2月16日(日)正午開演 大会終了後、懇親会があります。

と ころ 札幌第一ホテル新館2階 中央区大通西9丁目 ☎221-1101

出演料 1人 3,000円

懇親会費 1人 7,000円

出演曲目 邦楽一般

申し込み 出演ご希望の方は、ご氏名、出演種目、曲目、助演者名、演奏所要時間を記入、12月31日までに札幌業務二課又は瀬川良二
(〒063 札幌市西区山の手1条7丁目2-3

☎ 011-611-5932

F A X 011-611-5932)

までお申し込み下さい。

札幌邦楽クラブ会長 瀬川 良二